

**令和7年度高付加価値・グローバル展開加速化事業
公 募 要 領**

本公募は、令和7年度沖縄県当初予算成立及び国の沖縄振興特別振興交付金の交付決定を前提とした年度開始前の準備手続きであり、県議会において当初予算案が否決、若しくは修正された場合、または国交付金の交付決定がなされない場合、若しくは減額された場合にあっては、契約の一部または全部を締結できないことがありますので、あらかじめご留意ください。

また、委託契約の締結にあたっては、企画提案の内容について、内閣府による事前確認が必要となる場合がありますので、併せてご留意ください。

沖縄県では、令和7年度高付加価値・グローバル展開加速化事業について、企画提案により委託業務の契約者を選定するため、以下のとおり公募します。

記

1 委託事業名

令和7年度高付加価値・グローバル展開加速化事業

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月 17 日まで

3 委託予定額(上限)

109,153 千円(税込み)

4 業務内容

別紙「令和7年度高付加価値・グローバル展開加速化事業に係る企画提案仕様書」のとおりに従います。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であることとする。

- (1) 日本国内で登録されている企業であること
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項の規定に該当しない者であること。

〈地方自治法施行令〉

第 167 条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (5) 業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (6) 業務を実施するための十分な人員体制を有するものであること。
- (7) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者は(1)の要件を満たす者とし、代表者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体の構成員は上記応募資格(2)(3)(6)の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(4)(5)の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体の構成員が、単体企業として重複応募する者でないこと。
 - ⑤ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため構成員との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
 - ⑥ 共同企業体で応募する場合、共同企業体協定書をその他提出書類企画書等と併せて提出すること。
- (8) 法人税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

6 公募に係る質疑受付期間

令和7年3月3日(月)～3月 18 日(火)

仕様書等に疑義がある場合、質問書【様式1】を記入し、電子メールにて提出

提出用メールアドレス: aa050075@pref.okinawa.lg.jp

※ メール の 件名 は、「高付加価値・グローバル展開加速化事業公募に関する質問」とすること。

※ 回答は随時沖縄県グローバルマーケット戦略課のHPにて掲載・公表する。

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kokusaibutsuryu/index.html>

7 公募期間・提出先・問い合わせ先

令和7年3月3日(月)～3月 25 日(火)

沖縄県商工労働部 グローバルマーケット戦略課 (担当者: 眞壁)

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁8階)

電話番号 098-866-2340/FAX番号 098-866-2526

※ 応募書類等の提出は、持参又は郵送(簡易書留)により提出すること。

※ 郵送の場合は、提出期限(3/25)までの必着とすること。

8 企画提案書の提出書類及び必要部数

(1) 下記①～⑩の資料を以下の要領により提出すること。

- ・セット 10 部作成(原本1部・コピー9 部、すべて片面印刷)
- ・各様式の間にはインデックスで間仕切りを入れること。
- ・A4縦、長辺左側に穴を空け、1 部ずつフラットファイルに綴り提出すること。
- ・下記⑩については、審査員が企画提案内容について理解しやすいよう内容を分かりやすく記載するなど工夫するとともに、簡潔に整理すること。

- ① 企画提案応募申請書……………【様式2】
- ② 企画提案書……………【様式3】
- ③ 会社概要表……………【様式4】
- ④ 積算書……………【様式5】
- ⑤ 実績書……………【様式6】
- ⑥ 誓約書……………【様式7】
- ⑦ 共同企業体構成書……………【様式8】(該当する場合のみ)
- ⑧ 共同企業体協定書 ※要押印(該当する場合のみ)
- ⑨ 沖縄県の認証制度の取得状況が分かる資料 (本要領 11(1)⑥を参照)
- ⑩ その他補足説明資料

(2) また、以下の資料については各1部のみ提出

- ・納税証明書(法人税、県税、市町村税)
- ・定款又は履歴事項全部証明書
- ・決算報告書(直近2事業年度分)

(3) 積算書内訳は、①グローバルトッププロモーション、②企業育成・展開プロモーション、③調査・情報発信プロモーション に項目を分類した上で、①～③の各項目において以下の費目で積算すること。

○直接人件費

○直接経費(旅費、印刷製本費、広告料、使用料及び賃借料、消耗品費等)

○一般管理費「事業費(直接人件費＋直接経費－再委託費)×10%以内」とすること。

○再委託費(業務の内容に応じて各社で判断すること。再委託が可能な範囲等は企画提案仕様書を確認すること。)

○消費税「(事業費＋一般管理費)×10%」とすること。

なお、旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。

9 応募後のスケジュール

(1) 一次審査(書類審査)

結果通知: 令和7年3月 26 日(水)以降 予定

※ 審査内容、経過等に関する問い合わせには応じない。

(2) 二次審査(口頭審査)

- ① 開催: 令和7年3月31日(月) 午後 予定
- ② 場所: 県庁内会議室(一次審査通過者に対し別途連絡する)
- ③ 結果通知: 令和7年4月1日(火) 予定

※ 1応募者あたり、提出した企画提案書をもとに質疑応答約 20 分程度を予定。

※ 質疑応答の際は、追加資料の提出は不可。

※ 開始時間については、一次審査後に審査通過者へ別途連絡。

※ オンライン対応については、事前の相談・調整を要する。

10 受託事業者の選定

本委託業務は、県産品の高付加価値化やブランド化の推進等のため、現地コーディネーターや国内外事務所と連携しながら、国内外市場において広く取組を展開することができる事業者を公募していることから価格以外の条件を重視しており、以下の選定方法及び審査項目により提案内容の審査を行うものとする。

(1) 選定方法

- ① 沖縄県商工労働部内に設置する審査委員会において各提案内容を審査し、優先順位を決定。
- ② 提案内容の審査は、提出された資料に関する書類審査(1次審査)を行い、書類審査に合格した事業者を対象に、審査委員会において口頭審査(2次審査)を行う。なお、口頭審査については、提出期限(3/25 締切)までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査の対象外とする。
- ③ 審査委員会は非公開とし、審査経過に関する問い合わせには応じない。
- ④ 審査委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は県との委託に関する協議が整わなかった場合、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。
- ⑤ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。
- ⑥ 選定審査においては、以下の沖縄県の認証制度の取得状況を加味することとする。これらの認証制度を取得している場合は、取得していることが分かる根拠資料を企画提案書に添付すること。
 - a) 所得向上応援企業認証制度
 - b) 経営革新計画認証制度
 - c) 人材育成企業認証制度
 - d) ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
 - e) パートナシップ構築宣言企業

(2) 主な審査項目

- ① 適合性(本事業の目的と提案内容の適合)
- ② 実効性(スケジュール、実施体制)
- ③ 具体性・実現性・適切性(提案内容の具体性、実現性、経費積算の適切性)
- ④ 継続性(事業の継続性)
- ⑤ その他(県内他事業者への波及効果、認証制度の取得状況 等)

11 その他留意事項

- (1)書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2)書類作成及び二次審査の出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3)提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4)契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第2項の各号(下記条文参照)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (5)受託事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、具体的な内容と進め方は、県と受託事業者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6)事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、その支出した額を契約額の範囲内で支払う。なお、契約締結後、委託費の一部について概算払請求を行うことができる。
- (7)契約手続に関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (8)その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

<参考>

契約保証金について(沖縄県財務規則 抜粋)

(契約保証金)

第 101 条 令第 167 条の 16 第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額)の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約(公益を目的としたものに限る。)を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入に係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件 500 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。